

# 教育・保育施設等における事故防止及び 事故発生時の対応のためのガイドライン

【事故防止のための取組み】

～ 地方自治体向け～

平成 28 年 3 月

## はじめに

教育・保育施設や認可外保育施設等における子どもの死亡事故などの重大事故は、残念ながら毎年発生しています。

日々の教育・保育においては、乳幼児の主体的な活動を尊重し、支援する必要がある、子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくいものです。そうした中で、施設・事業所における事故（以下「事故」といいます。）特に、死亡や重篤な事故とならないよう予防と事故後の適切な対応を行うことが重要です。

今回お示しする「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）」は、死亡や重篤な事故への対応を念頭に置いています。

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度においては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 32 条第 1 項第 1 号及び第 50 条の規定において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故が発生した場合の対応等が記載された事故発生防止のための指針を整備することとされています。

これを踏まえ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、さらには認可外保育施設・事業も含め、施設・事業者、地方自治体が、それぞれの実情に応じて体制整備や教育・保育等を実施していくに当たって参考としていくものとして、このガイドラインを作成しました。ガイドラインに書かれている内容は、技術的な助言に相当するものです。

各施設・事業者、地方自治体においては、このガイドラインを参考として、それぞれの実情に応じて、具体的な指針等を策定し、教育・保育等を実施することが必要です。

このガイドラインは、事故の発生防止等のための取組みの第 1 歩となるものです。今後、実際に施設・事業者、地方自治体が運用していく状況を踏まえ、引き続き見直しを行うべきものと考えています。

(注1) このガイドラインが念頭に置いている対象施設・事業は、特定教育・保育施設（確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所）特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、地域子ども・子育て支援事業（子どもを預かる事業に限る。一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業）認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業です。

(注2) このガイドラインにおける地方自治体の取組みに関する記述は、(注1)に記載の施設・事業に対する事故防止に関する取組みについて記載しています。このため、都道府県・指定都市・中核市においては、認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業の事故防止等のための取組みとして、市町村においては、子ども・子育て支援新制度の施設・事業の事故防止等のための取組みとして参考とすることを念頭に作成しています。なお、都道府県の支援を受けながら市町村が対応していく取組事項や都道府県と市町村が連携してそれぞれ対応していく取組事項もあります。この場合、それぞれ「都道府県の取組み」、「市町村の取組み」として記載しています。

(注3) このガイドラインにおける「死亡事故等の重大事故」とは、死亡事故(SIDS(Sudden Infant Death Syndrome：乳幼児突然死症候群)や死因不明とされた事例も含む。)に加え、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事例(例えば、意識不明等)のことをいいます。

本ガイドラインは、「平成27年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会」により作成されたものです

平成28年3月

## 目次

1	事故の発生防止（予防）のための取組み	
(1)	地方自治体と施設・事業者との連携及び事故発生時の対応 のための体制整備	1
(2)	職員の資質向上	2
(3)	指導監査等の実施	3
(4)	施設・事業者への周知と取組みの推進	5
2	事故の再発防止のための取組み	
(1)	当該地方自治体で実施した事故後の検証結果と 再発防止策の周知	6
(2)	検証結果等を踏まえた指導監査等	6
	(参考例)	7
	(参考資料の一覧)	19
	(参考文献、地方自治体等の取組み例の一覧)	20

## 1 事故の発生防止（予防）のための取組み

- (1) 地方自治体と施設・事業者との連携及び事故発生時の対応のための体制整備  
施設・事業者と連携を図るとともに、事故に備えた体制を整備するため、以下のような取組みを行う。

地方自治体と施設・事業者との連絡体制を整備する。（「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 27 年 2 月 16 日付け府政共生 96 号、26 初幼教第 30 号、雇児保発 0216 第 1 号）参照）

施設・事業者で死亡事故等の重大事故が発生した場合の対応について、施設・事業者の緊急連絡先の一覧等を作成するとともに、以下のア～ウの各機能が確保できるよう、適切に地方自治体内で役割分担を行う。

ア 現状把握（情報収集、記録、情報管理の一元化、他機関への連絡、調整など）

イ 現場対応（事故現場での対応・情報の収集など）

ウ 心のケア（乳幼児や保護者へのケア、施設・事業者、職員の支援など）など

【参考例 1 参照】

事故報告について、国への第 1 報が原則事故発生日（遅くとも事故発生翌日）に行われるよう施設・事業者と地方自治体で認識を共有する。

・都道府県の取組み...事故報告が全くない市町村がある場合、事故報告制度が認識されているか確認する。

施設・事業者が迅速に連絡できるよう、事故発生時の地方自治体の連絡窓口の周知を徹底する。

施設・事業者で死亡事故等の重大事故が発生した場合、他の施設・事業者においても事故の防止に役立つような共有すべき内容（重大事故の内容や原因、再発防止策として取り組んだこと、類似の事故の発生頻度等）について、個人情報等を十分に考慮した上で施設・事業者に対して共有する。

ビデオ等の記録機器の活用（睡眠中、水遊び、食事中等）について検討するよう周知する。

睡眠中、水遊び、食事中等の活動における危険の有無の確認や、万が一事故が発生した場合の検証ができるよう、必要に応じてビデオ等の記録機器の活用を検討するよう施設・事業者に対し周知する。

【参考例 2 参照】

保護者が活用できる医療面や法律面での対応についての相談先を周知する。

施設・事業者で死亡事故等の重大事故が発生した場合の医療面の相談については保健所及び市町村の健康相談等担当窓口、法律面の相談について

は法テラスや地方自治体の無料相談窓口など、保護者が相談可能な窓口について、広報誌等で事故防止に関する資料を紹介する際にあわせて周知する。

## (2) 職員の資質向上

計画的な研修に係る取組みとして、都道府県は各施設・事業者の研修の機会を確保するとともに、市町村においては制度の実施主体として積極的に研修の機会を確保するよう努める。また、施設・事業者については、子どもの安全確保に関する研修に参加することを基本とする。

「ガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～」等について、地方自治体における実情を踏まえた研修等の実施により周知する。

研修については、「ガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～」の事故のデータベース等の国が行う再発防止に関する取組み、死亡事故等の重大事故の検証等の地方自治体が行う再発防止に関する取組み、各施設・事業者の事故防止の取組みや再発防止策の好事例の紹介、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習等を内容とする。

施設・事業者に対し、地方自治体による研修の内容を参考に、ガイドラインに基づく具体的な指針等の策定をはじめとした自らに適した取組みを行うよう助言・指導する。

施設・事業者が自ら実施する研修を始めとした事故防止に関する取組みを支援するとともに、施設・事業者を対象とした研修の機会の確保に努める。

研修の機会の確保については、施設・事業者が自ら行う研修、地方自治体による研修（主催、外部委託、講師派遣）の他、関係団体による研修、その他の団体が主催する研修等様々な主体による研修の紹介などを行う。

施設・事業者が、地方自治体等による研修への参加について積極的に対応するよう促す。

公定価格には、代替要員等に係る経費が含まれていることを踏まえ、施設・事業者に対し研修に積極的に参加するよう促す。

研修の参加費用の補助について積極的に取り組む。補助を行っていることについて施設・事業者に対し周知し、研修に積極的に参加するよう促す。

この他、インターネットで共有等されている事故予防に関する研修の動画を視聴するよう促すことも有効である。

### ( 3 ) 指導監査等の実施

事故の発生・再発防止に資する指導監査等の実施方法

事故の発生・再発防止の観点からも

#### ア 施設監査

- ・児童福祉法の認可権限に基づく指導監査（都道府県の取組み、市町村の取組み）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく指導監査（都道府県、指定都市、中核市の取組み）

#### イ 確認監査

- ・子ども・子育て支援法に基づく確認権限による指導監査（市町村の取組み）

#### ウ 指導監督

- ・児童福祉法に規定する認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業に対する立入調査等の指導監督（都道府県、指定都市、中核市の取組み）を実施する。施設監査、確認監査、指導監督（以下「指導監査等」という。）については、都道府県と市町村は必要に応じて連携して対応する。

施設監査における一般指導監査や指導監督における通常の立入調査は、死亡事故等の重大事故を防止するためにも重要であるという視点から実施する。

死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じる恐れが認められる場合（こうした恐れにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。）に行われる指導監査等については、事前通告なく行うことについて適切に判断し、重大事故の発生・再発防止に資するよう効果的な運用を行う。

指導監査等の結果の公表については、既に結果を公表している地方自治体の例を参考にし、実情に応じて公表を検討する。

#### 参考 地方自治体の取組み（指導監査等の結果の公表）

- ・神奈川県 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f531074/>
- ・静岡県 [http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/chifuku/16shidou\\_kettka.html](http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/chifuku/16shidou_kettka.html)
- ・広島県 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/60/1168921106779.html>
- ・熊本県 [http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_3114.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_3114.html)

事故後の検証については、それまでの指導監査等の結果を踏まえながら実施するとともに、その結果を今後の指導監査等に反映する。

指導監査等の着眼点、判断基準等の詳細の事例については、以下の地方自治体の URL を参照する。

#### 参考 地方自治体の取組み（保育所）

- ・ 保育所指導検査基準（東京都）  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/youkoutou/ki\\_jyun.files/27\\_hoikukijun.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/youkoutou/ki_jyun.files/27_hoikukijun.pdf)
- ・ 保育所指導監査の着眼点（運営編）（横浜市）  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kanssa/file/h27uneichakuganten-ho.pdf>
- ・ 保育所指導監査基準（川崎市）  
<http://www.city.kawasaki.jp/259/cmsfiles/contents/0000054/54484/27hoikujo-kijun.pdf>

#### 参考 地方自治体の取組み（認定こども園）

- ・ 幼保連携型認定こども園指導監査の着眼点（運営編）（横浜市）  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kanssa/file/h27uneichakuganten-ni.pdf>
- ・（幼保連携型）認定こども園指導監査基準（川崎市）  
<http://www.city.kawasaki.jp/259/cmsfiles/contents/0000054/54484/27ninnteikodomo-kijun.pdf>

#### 参考 地方自治体の取組み（地域型保育事業、認可外保育施設）

- ・ 家庭的保育事業等（地域型保育事業）指導監査基準（川崎市）  
<http://www.city.kawasaki.jp/259/cmsfiles/contents/0000054/54484/27kateiteki-kijun.pdf>
- ・ 認可外保育施設に対する指導監督（東京都）  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/youkou.html>

**【参考例3参照】**



#### (4) 施設・事業者への周知と取組みの推進

都道府県と市町村は連携し、以下の取組みを行うこと。

##### 各施設・事業者の事故発生防止の取組みの推進

指導監査等の他、下記の「事故防止に係る通知等」について、各施設・事業者へ周知し、事故発生防止に関する取組みを推進する。

##### 日常的な事故発生防止の取組みについて

施設・事業者に対し、日常的な助言・指導を行うことが効果的な事故の発生防止及び職員の資質向上につながると考えられることから、各施設・事業者の教育・保育等の方針や実施状況、指導監査等の実情も踏まえつつ、事前通告なく訪問し、子どもへの対応の方法、教育・保育の環境の状況、下記の「事故防止に係る通知等」に沿った教育・保育が実施されているかなどについて、巡回指導等を行うことが望ましい。

【参考例4参照】

#### Point 事故防止に係る通知等

- \* 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月)
- \* 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成27年2月16日付け府政共生96号、26初幼教第30号、雇児保発0216第1号)
- \* 「水泳等の事故防止について」(平成27年5月1日付け27文科ス第119号)
- \* 「認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成27年6月8日付け府子本第157号)
- \* 「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(平成26年6月20日付け雇児総発0620第1号)
- \* 「保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について」(平成25年1月18日付け事務連絡)
- \* 「保育所保育指針」(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)及び平成20年3月「保育所保育指針解説書」(第5章 健康及び安全)
- \* 「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成24年11月厚生労働省)
- \* 「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月厚生労働省)
- \* 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月厚生労働省)
- \* 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議(仮称)」による再発防止の取組み

「ガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～」の1(7)にも同様の内容を掲載

【参考資料参照】

## 2 事故の再発防止のための取組み

施設・事業者及び地方自治体は、死亡事故等の重大事故が発生した場合に事故後の検証を行った上で、これまでの取組みについて改善すべき点を検討し、重大事故の再発防止の取組みについて、以下に留意し実施する。

あわせて、報告された事故の内容や再発防止策等について、施設・事業者に共有することが望ましい。

### (1) 当該地方自治体で実施した事故後の検証結果と再発防止策の周知

「ガイドライン【事故発生時の対応】」の(8)で実施した事故後の検証結果と再発防止策について、必要な情報を管内の施設・事業者に対し周知を行う。

### (2) 検証結果等を踏まえた指導監査等

死亡事故等の重大事故が発生した施設・事業者に対して定期的な指導監査等を実施する際に、発生した事故と同様の事故の再発防止策がとられているか等を確認する。

死亡事故等の重大事故が発生した施設・事業者に対しては、必要に応じて事前通告なく指導監査等を行うことや、日常的な助言・指導を行うことについて適切に判断し、実施することが望ましい。

( 参考例 )

次頁より地方自治体向けの参考例をお示しします。

これらの例を参考に、それぞれの地方自治体の実情に応じて必要な内容を選択していただき、自らの地方自治体の体制整備や教育・保育等の実施に当たってください。

参考例 1	緊急時の体制の事例	8
参考例 2	映像記録の活用	11
参考例 3	指導監査等の着眼点、評価基準等	12
	保育所、地域型保育事業に対する児童福祉法に基づく	15
	指導監査のイメージ	
	認可外保育施設・事業に対する児童福祉法に基づく	16
	指導監督のイメージ	
参考例 4	午睡時の立入調査の事例	17

< 参考例 1 >

緊急時の体制の事例

「上尾市立保育所危機対応要領（上尾市作成）」P 6 ~ 8

2 . 緊急時の体制

1 ) 指揮権順位

各保育所は、あらかじめ緊急時の指揮権を明確にしておき、緊急時には定められた指揮者の指示のもとに、迅速に行動する。

なお、  
、  
については、各保育所の状況に応じて年度始めに指名しておく。

所長

副所長

主任保育士

フリー保育士

2 ) 役割分担

所長	陣頭指揮、職員への連絡調整、関係機関との連絡調整
副所長	保育の統括、保護者への連絡
保育士	保育、避難誘導
看護師	応急手当
短時間保育士	保育、避難誘導
調理員、用務員	保育の補助

3 ) 緊急連絡網

各保育所は、次の内容の緊急連絡先を事前に整理し、事務室内へ掲示するとともに、職員及び関係者に周知し、その内容は随時更新を行う。

各職員の緊急連絡網

想定される事態に応じた連絡網を、それぞれ用意しておく。

医療機関、関係機関先一覧

医療機関については、診療科、診療時間、休診日等を記載したものを用意しておく。

保護者への連絡

災害時における連絡先や迎えにくる方の一覧表を用意しておく。

4 ) 避難場所（略）

5 ) 子ども家庭課の役割

子ども家庭課は、安全委員会の事務局として、事故防止に向けての取り組みを行うとともに、事故発生時には下記の事項を行う。

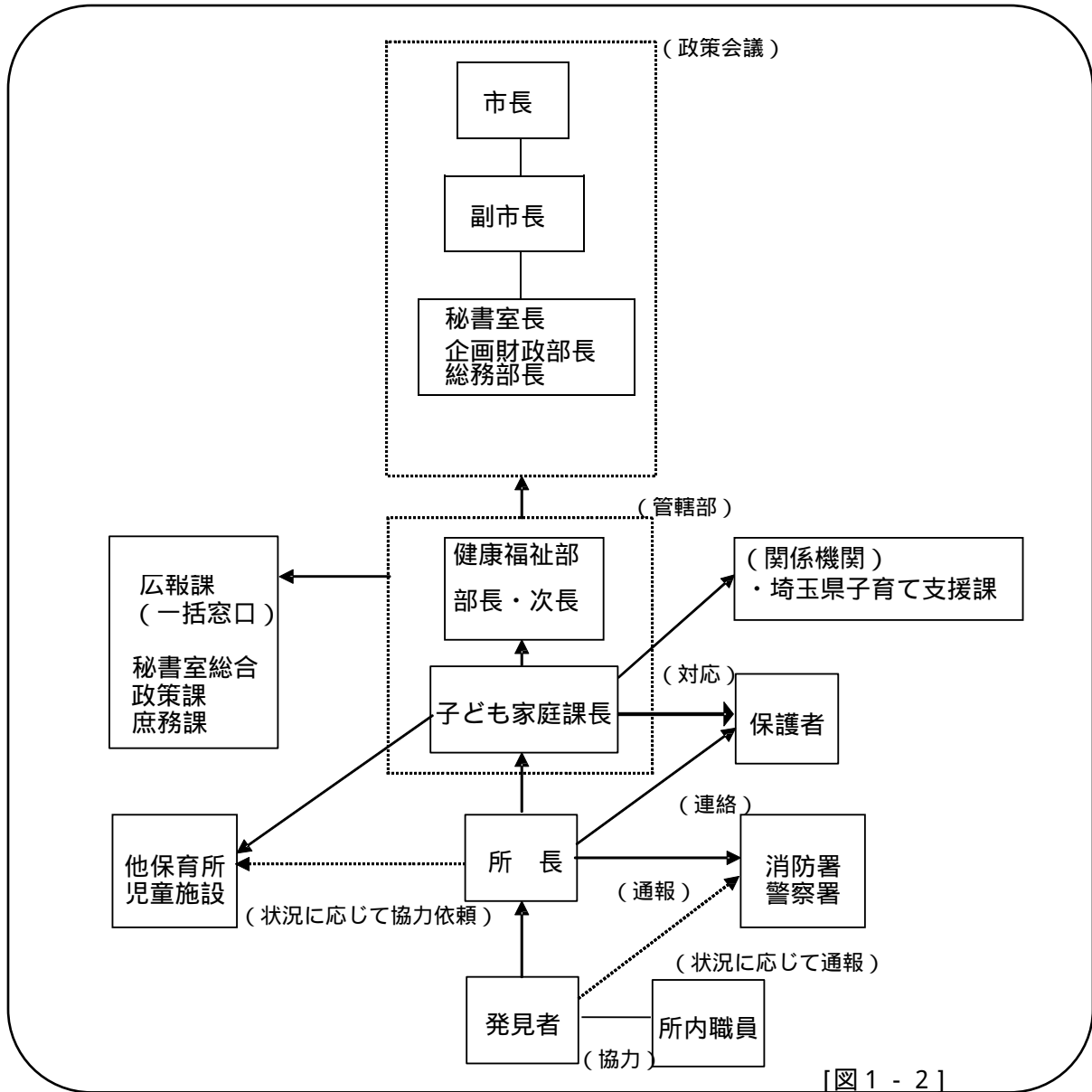
保育所に対する対応の指示

必要に応じて、現状把握担当・現場担当・メンタルケア担当を編成し、それぞれリーダーを指名するなどの保育所への支援体制の整備（図 1 - 3 参照）。

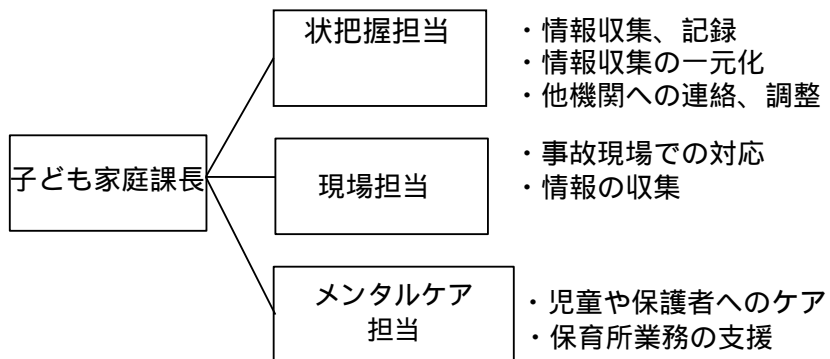
- 他保育所への状況報告
- 保護者への報告等の対応
- 県その他関係機関および関係部課との連絡調整

重大事故の場合は、部長及び担当次長と協議して、必要に応じて政策会議の招集依頼及びマスコミの対応（図 1 - 2 参照）

【重大事故における連絡体系】



【子ども家庭課の体制】



< 参考例 2 >

映像記録の活用

「消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書 平成 23 年 7 月 11 日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故（消費者安全調査委員会）」P 39

6.4 その他再発防止に資すると考えられる方策例

(1) 映像記録の活用

プール活動にどのような危なさが潜んでいるかを見付けること、また、万が一事故が発生してしまった場合に、発生した事故を検証することが、事故の未然防止、再発防止には有効である。その際、映像記録があれば客観的かつ迅速な検証を行うことができる。

< 参考例 3 - 1 >

指導監査等の着眼点、評価基準等

「保育所指導監査基準（川崎市作成）」一部抜粋

項目（主眼事項）	基本的考え方	観点（着眼点）	判断基準	評価区分	関係法令等
1 児童の入所状況 (1)定員の遵守	<p>1 利用定員及びその歳児別内訳は、施設の規模や当該地域の保育需要等を考慮して、設置者と市が協議の上、支援法等に定めるところにより、決定するものとする。</p> <p>2 保育の実施にあたっては、利用定員及びその歳児別内訳に従って行うことを基本とするが、認可基準条例に定める設備及び職員配置の基準等を逸脱しない範囲において、運営基準条例第22条但し書きに定めるところにより、定員の弾力化を図ってよいものとする。ただし、その弾力化は概ね125%までとし、それを超える場合には、定員を増員するよう指導するものとし、連続する過去2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合も、定員を増員するよう指導するものとする。</p> <p>3 利用定員の変更については、支援法等に定めるところによるほか、事前の協議を要するものとし、原則、変更希望年度の前年度の8月までに行うものとする。</p>	<p>1 定員は遵守されているか。</p>	<p>(1)定員の弾力化が概ね125%を超過している。</p> <p>(2)連続する過去2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合に定員を増員していない。</p> <p>(3)その他不適当な事項がある。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)児童福祉法第35条第3項、第4項、第39条</p> <p>(2)児童福祉法施行規則第37条</p> <p>(3)児発第295号第1-2(1)</p> <p>(4)児保第10号</p> <p>(5)児発第296号</p> <p>(6)児保第11号</p> <p>(7)児発第298号</p> <p>(8)児保第15号</p> <p>(9)児発第73号</p> <p>(10)児保第3号</p> <p>(11)市取扱要綱第2条</p>
2 児童の受入状況 (1)受入年齢	<p>1 本市において、この市取扱要綱の施行日以後に設置する民間保育所の受入年齢は、別に市から指定がない限り、生後5か月からの受入れを原則とし、施行日前までに設置された民間保育所にあつては、従前からの受入年齢によるものとする。ただし、設置者の申請により、市と協議の上、生後43日目から5か月未満までの受入れをすることもできるものとする。</p> <p>2 受入年齢の変更については、事前の協議を要するものとし、原則、変更希望年度の前年度の8月までに、当該施設の利用申込状況や当該地域の受入年齢の均衡等を考慮して行うものとする。</p>	<p>1 受入年齢を生後5か月からを原則としているか。</p> <p>1 受入年齢を変更する場合について、所管課と適正な協議の上で行っているか。</p>	<p>(1)理由なく受入年齢を変更している。</p> <p>(1)受入年齢の変更を所管課と協議せずに行っている。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)市取扱要綱第3条第1項</p> <p>(1)市取扱要綱第3条第2項</p>
(2)障害児の受入れ	<p>1 本市の民間保育所にあつては、障害児の受入れは全施設で実施するものとする。</p> <p>2 障害児の受入れの可否は、各施設の嘱託医による入園前健康診断と川崎市保育所入所児童等健康管理委員会の審査の結果を踏まえ、各福祉事務所長が決定するものとする。</p> <p>3 障害児の受入れにあたり、通常の職員体制では、受入れが困難な場合には、職員の加配を行うものとする。</p>	<p>1 障害児の受入れを理由なく断っていない。</p>	<p>(1)障害児の受入れを理由なく断っている。</p>	<p>B</p>	<p>(1)市取扱要綱第6条</p>

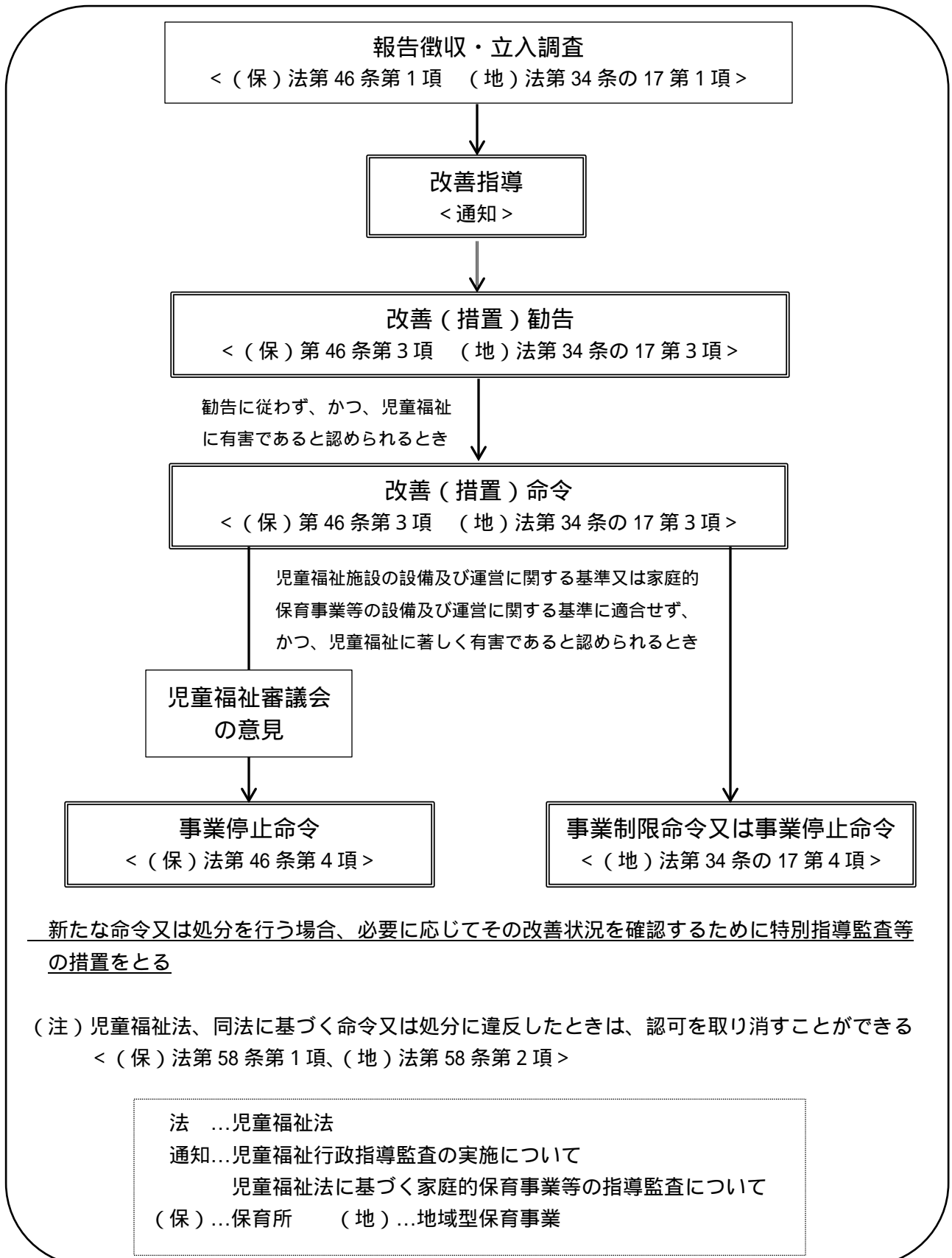


項目（主眼事項）	基本的考え方	観点（着眼点）	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>3 開所日と保育時間等 (1)開所日と開所時間</p> <p>(2)保育時間について</p> <p>4 基本方針及び組織 (1)現況報告書</p>	<p>保育所における開所日は、次に掲げる日を除いた日を原則とする。 (1)日曜日 (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3)12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)</p> <p>2 保育所における開所時間は、1日につき11時間を原則とする。</p> <p>(参考)市取扱要綱第7条(開所時間及び土曜保育の取扱い) 1 認可基準条例第48条第2項に規定する開所時間は、民間保育所にあつては、7時から18時までと、7時30分から18時30分までのいずれかとする。ただし、夜間保育所にあつては、11時から22時までとする。 2 土曜保育については、1人でも利用希望がある場合には、開所するものとし、1人も利用希望がない場合は、開所を要しないものとする。 3 土曜保育の実施にあつては、あらかじめ、利用者と十分な連絡調整を行い、その円滑な実施が図られるようにするものとする。</p> <p>1 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。</p> <p>2 本市の民間保育所における中心となる保育時間(以下「コアタイム」という。)は、8時30分から16時30時までと、9時から17時までのいずれかとする。ただし、夜間保育所にあつては、11時から19時までとする。</p> <p>3 認可基準条例第48条第3項に規定する保育時間の設定については、各福祉事務所長が認定した保育必要量に基づき、保育標準時間認定の場合は開所時間の範囲内で、保育短時間認定の場合は上記2のコアタイムの範囲内で行うものとする。</p> <p>4 ならし保育中の保育時間については、子どもが保育所の生活に慣れるまでの間、本来の保育時間を短縮できるものとするが、保護者の就労環境等も考慮の上、必要以上に実施期間が長くないよう配慮するものとする。</p> <p>1 毎会計年度終了後3か月以内に、保育所を経営する事業に係る現況報告書の提出と併せて行うこと。</p>	<p>1 一部休所日を除き開所日が適切に設定され、実際に開所しているか。</p> <p>1 開所時間が原則通りとなっているか。</p> <p>1 保育時間を8時間を原則としているか。</p> <p>1 保育時間を園長が適切に定めているか。</p> <p>1 ならし保育の保育時間が必要以上の実施期間となっていないか。</p> <p>1 保育所を経営する事業に係る現況報告書を作成しているか。</p> <p>2 保育所を経営する事業に係る現況報告書を期日までに提出しているか。</p>	<p>(1)開所日が原則通りとなっていない。 (2)開所すべき日に休所している。</p> <p>(1)原則どおりとなっていない。</p> <p>(1)8時間を原則となっていない。</p> <p>(1)園長が適切に定めていない。</p> <p>(1)必要以上に長期間慣らし保育を実施している。</p> <p>(1)現況報告書を作成していない。</p> <p>(1)現況報告書を期日までに提出していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)設備運営基準条例第48条第1項 (2)市取扱要綱第7条</p> <p>(1)設備運営基準条例第48条第2項 (2)市取扱要綱第7条</p> <p>(1)設備運営基準条例第48条第3項 (2)市取扱要綱第8条第1項</p> <p>(1)設備運営基準条例第48条第3項 (2)市取扱要綱第8条第1項、第2項</p> <p>(1)市取扱要綱第8条第3項</p> <p>(1)市取扱要綱第19条第2項</p>

項目（主眼事項）	基本的考え方	観点（着眼点）	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)重要事項に関する規程	<p>1 組織は、施設運営の基本事項であり、業務の遂行や保育内容の決定等に関して、各組織単位の役割及び連絡調整並びに施設長等幹部職員の関与等が適切に行われ、組織全体としての統一的運営が十分になされることが必要である。</p> <p>2 保育所の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)施設の目的及び運営の方針  (2)提供する保育の内容  (3)職員の職種、員数及び職務の内容  (4)保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日  (5)保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額  (6)乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員  (7)保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たったの留意事項  (8)緊急時等における対応方法  (9)非常災害対策  (10)虐待等の防止のための措置に関する事項  (11)その他保育所の運営に関する重要事項</p>	<p>1 運営規程を定めているか。</p> <p>2 運営規程の内容は適切か。</p>	<p>(1)運営規程を定めていない。</p> <p>(1)内容が不適切である。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)設備運営基準条例第17条第2項  (2)市取扱要綱第18条</p>
(3)職務分掌	<p>職員の職務分掌を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。</p>	<p>1 各職員の職務分掌は明確になっているか。</p> <p>2 実態と差異はないか。</p>	<p>(1)職務分掌を作成していない。  (2)職務分掌が明確でない。</p> <p>(1)実態と差異がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)設備運営基準条例第17条第2項</p>
(4)業務日誌(園日誌)	<p>施設の状況を的確に把握するため、業務(園)日誌は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。  施設長等が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。  (例)  職員及び児童の出入状況、園行事、会議、出張、来訪者等</p>	<p>1 業務(園)日誌を作成しているか。</p> <p>2 適正に記録、保管しているか。</p>	<p>(1)業務(園)日誌が未作成である。</p> <p>(1)記録が不適正である。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)設備運営基準条例第18条</p>
(5)職員会議	<p>施設運営の良否は、施設長の意思決定とリーダーシップによるところが大きい。全職員が一体となって運営に協力してはじめてサービスの向上を図ることができる。そこで施設長は職員を招集して、施設の運営方針及びその内容等を十分協議し、民主的運営を図る必要がある。</p> <p>職員会議の実施内容は、全体職員会議(各担当部門の代表者参加による場合も含む)、乳児・幼児会議、保育カリキュラム会議、給食(献立)会議、事務連絡会議等多様である。</p> <p>職員会議の開催時間は、基本的には施設側の判断に委ねられる。  記録は、日時、場所、出席者、欠席者、会議内容等を記録する。なお、欠席者には記録を回覧するなど、会議内容の周知を図る。</p>	<p>1 会議の開催方法及び内容は適切か。</p> <p>2 欠席者等に会議の内容を周知しているか。</p> <p>3 会議録を作成しているか。</p>	<p>(1)職員会議等が行われていない。  (2)職員会議の参加者が不適切である。  (3)単なる情報伝達の場となっており、職員の意見が出やすいような配慮をしていない。</p> <p>(1)欠席者等へ周知していない。</p> <p>(1)会議録を作成していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>	<p>(1)設備運営基準条例第18条  (2)健康管理マニュアル3</p>

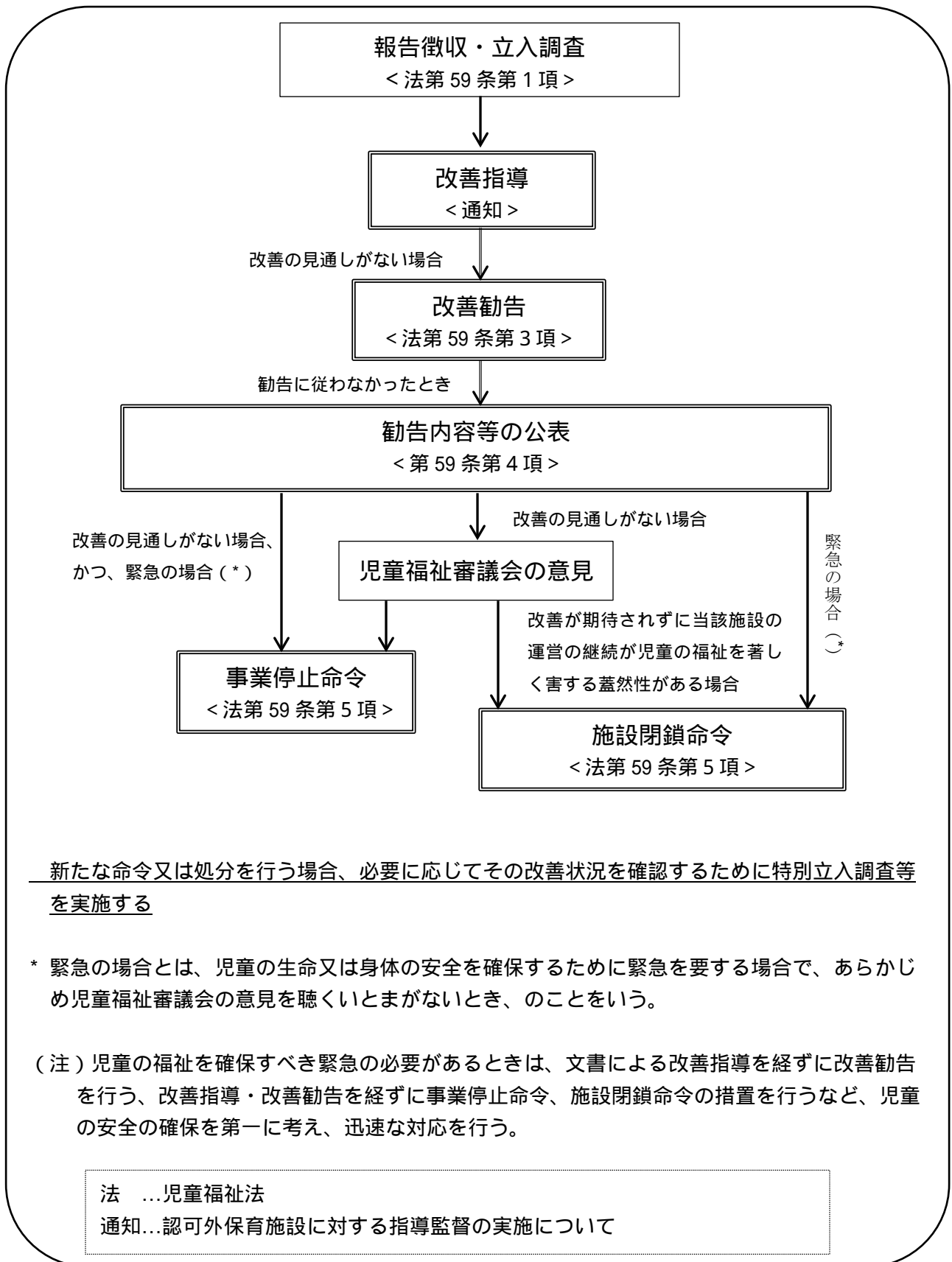
< 参考例 3 - 2 >

保育所、地域型保育事業に対する児童福祉法に基づく指導監査のイメージ（厚生労働省作成）



< 参考例 3 - 3 >

認可外保育施設・事業に対する児童福祉法に基づく指導監督のイメージ（厚生労働省作成）



新たな命令又は処分を行う場合、必要に応じてその改善状況を確認するために特別立入調査等を実施する

\* 緊急の場合とは、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないとき、のことをいう。

（注）児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行う、改善指導・改善勧告を経ずに事業停止命令、施設閉鎖命令の措置を行うなど、児童の安全の確保を第一に考え、迅速な対応を行う。

法 ...児童福祉法

通知...認可外保育施設に対する指導監督の実施について

< 参考例 4 >

午睡時の立入調査の事例

「さいたま市HP」より抜粋

午睡時の立入調査

通常の立入調査とは別に、午睡時の立入調査を実施しています。

乳幼児の午睡時間帯に、施設へ事前連絡なく訪問し、午睡時の保育状況等をチェックするものです。

< 午睡時のチェック内容について >

- ・午睡時の職員配置状況(職員配置基準の遵守状況、午睡部屋の職員常駐状況等)
- ・午睡時の環境状況(部屋の明るさ、室温、整理状況、施設内での禁煙状況等)
- ・午睡時の乳幼児確認状況(仰向け寝にする、上掛けの状態、乳幼児の隣との間隔等)
- ・チェック表の作成(チェック表等で午睡時の乳幼児の確認と記録がされているか等)

さいたま市が行っている午睡時の立入調査の際のチェック表の事例

午睡時の立入調査チェック表

調査日 平成 年 月 日

施設名 \_\_\_\_\_ ( ナ ・ 家 ・ 外 ・ 事 )

設置者 \_\_\_\_\_ 天 候 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 室内温度 \_\_\_\_\_ 湿度 \_\_\_\_\_

調査者 \_\_\_\_\_

7(7)a	●午睡中の児童の部屋に職員が配置され、児童の状況把握をするとともに観察しているか	実施	未実施
7(7)a	●午睡中の部屋の明るさは、児童の顔色がわかる程度の明るさが保たれているか	実施	未実施
7(7)b	●うつぶせ寝になっていないか（特に0歳児から2歳児：寝返りが自分で自由にできない年齢）	実施	未実施
7(7)c	●掛けもの（布団、タオルケット）が顔までかかることがないか	実施	未実施
7(7)c	●シーツは、布団から外れないようになっているか	実施	未実施
7(7)c	●午睡時の児童の隣との間隔は保たれているか（乳児と幼児は分けているか）	実施	未実施
7(7)c	●午睡児童の周辺に危険な物がないか（棚、たんすの転倒防止、落下物、布団が積んである、洗濯物、タオル等を午睡部屋で干していないか、天井取り付けの扇風機、天井扇等を定期的に確認（点検）しているか）	実施	未実施
7(7)c	●保育室（午睡室）が整理整頓されているか（特に紙類が散乱するようなことがないか）	実施	未実施
7(7)c	●不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか（施設など）	実施	未実施

●立入調査時の職員の人数 \_\_\_\_\_ 人 (有資格者 \_\_\_\_\_ 人)

●立入調査時の児童の人数 \_\_\_\_\_ 実施 \_\_\_\_\_ 未実施

年齢	児童数	保育士等基準数			
		認定外	ナースリー	家庭保育室	要従事者数
0歳児		÷3	÷3	÷3	・ 人
1歳児		÷6	÷6	÷6	・ 人
2歳児					
3歳児		÷20	÷20	÷30	・ 人
4歳児					
5歳児		÷30			・ 人
合計					・ 人

7(7)c	●午睡時をチェック表等で確認され、記録されているか また、保存されているか（原則：園児卒園（退園）まで）	実施	未実施
7(3)	●児童の健康診断の実施状況 (概ね半年ごとに、年2回)	(1回目) / (2回目) /	実施 未実施
7(7)d	●施設内での禁煙が守られているか	実施	未実施

※ AEDの設置場所について（園で設置がない場合、近隣で設置してある場所を確認する）  
（近隣の認可保育園や公共施設、コンビニ等）

■「未実施」指導事項

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

( 参考資料の一覧 )

- 1 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成 27 年 2 月 16 日付け府政共生 96 号、26 初幼教第 30 号、雇児保発 0216 第 1 号)  
( <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-jikohoukoku-t.pdf> )
- 2 「水泳等の事故防止について」(平成 27 年 5 月 1 日付け 27 文科ス第 119 号)
- 3 「認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」  
(平成 27 年 6 月 8 日付け府子本第 157 号)  
( [http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/150608\\_notice\\_cao.pdf](http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/150608_notice_cao.pdf) )
- 4 「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」  
(平成 26 年 6 月 20 日付け雇児総発 0620 第 1 号)
- 5 「保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について」(平成 25 年 1 月 18 日付け事務連絡)
- 6 「保育所保育指針」(平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号) 及び平成 20 年 3 月「保育所保育指針解説書」(第 5 章 健康及び安全)
  - ・保育指針  
( <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04a.pdf> )
  - ・解説書  
( <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04b.pdf> )
- 7 「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成 24 年 11 月厚生労働省)  
( <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku02.pdf> )
- 8 「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成 24 年 3 月厚生労働省)  
( <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf> )
- 9 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成 23 年 3 月厚生労働省)  
( <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku03.pdf> )

( 参考文献、地方自治体等の取組み例の一覧 )

- ・ 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き (平成 22 年 3 月 文部科学省)  
( [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/22/04/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2010/11/16/1292763\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/__icsFiles/afieldfile/2010/11/16/1292763_02.pdf) )
- ・ 子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針 (改訂版)(平成 26 年 7 月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)  
( [http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf) )
- ・ 保育所事故対応指針 (平成 25 年 6 月 愛知県)  
( <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/0000062804.html> )
- ・ 上尾市立保育所危機対応要領 (平成 19 年 3 月 上尾市健康福祉部子ども家庭課)  
( <https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/attachment/751.pdf> )
- ・ 上尾市立保育所危機対応要領 資料編 (平成 19 年 3 月 上尾市健康福祉部子ども家庭課)  
( <https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/attachment/753.pdf> )
- ・ 安全保育 (平成 25 年 3 月 三鷹市立保育園保健部会)
- ・ 家庭的保育の安全ガイドライン (平成 24 年 3 月 NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会)  
( <http://www.familyhoiku.org/publish/pdf/guidline01.pdf> )
- ・ 保育園における事故防止と安全管理 (平成 23 年 8 月 田中哲郎著)
- ・ 保育現場の「深刻事故」対応ハンドブック (平成 26 年 6 月 山中龍宏、寺町東子、栗並えみ、掛札逸美共著)